

角田市告示第90号

騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準（平成24年角田市告示第54号）の一部を改正し次のように改める。

平成27年7月1日

角田市長 大友 喜助

騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準の設定

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定による規制基準は次のとおりとし、平成24年4月1日より施行する。

なお、関係図面は、角田市市民福祉部生活環境課に備えおいて、一般の縦覧に供する。

1 一騒音規制の指定地域

角田市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により知事が指定した区域で同法第8条第1項第1号に規定する用途地域(工業専用地域を除く。)

2 騒音の規制基準

時間の区分及び区域の区分ごとの騒音の規制基準は、次の表のとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地及びその周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、同表に定める値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

時間の区分 地域の区分	昼間(午前8時から午後7時まで)	朝(午前6時から午前8時まで)夕(午後7時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

備考

- 第1種区域とは、都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び文教地区とする。
- 第2種区域とは、都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(文教地区として指定された区域を除く)とする。
- 第3種区域とは、都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域及び準工業地域とする。
- 第4種区域とは、都市計画法に基づく工業地域とする。